

令和5年度 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税（種別割）は、原付自転車や軽自動車などの所有者にかかる税金です。納税義務のある方には、4月下旬に軽自動車税の納税通知書をお送りしますので、期限内の納付にご協力ください。



■納税義務のある方／4月1日（賦課期日）現在で、町内の主な定置場に軽自動車などを所有している方

■納税方法／4月下旬に納税通知書を発送するので、5月31日⑩までにお納めください（口座振替可）。

※軽自動車税は月割課税制度がありません。そのため、4月1日現在の所有者に課税されることになり、4月2日以降に廃車届などをしてその年度分の税金は全額納税が必要となりますのでご注意ください。

口座振替やスマホアプリで納税する方へ
納税証明書の発行時期にご確認ください

口座振替またはスマホアプリ決済で納税した場合、車検に使う納税証明書をお送りするのが6月中旬以降となります。

それまでに納税証明書が必要な場合は、5月31日⑩以降に納税が確認できるもの（記帳された通帳やスマホの決済画面）をご持参のうえ、税務課までお越しください。

■納税証明書の有効期限

納税証明書年度	有効期限
令和4年度	令和5年5月30日
令和5年度	令和6年5月30日

■減免申請／身体障害者手帳等をお持ちの方は、軽自動車税が減免される場合があります。減免を受ける場合は、5月31日⑩までに必要書類を持参して申請してください。

【必要書類】減免対象となる手帳（身障者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）、運転する方の運転免許証、車検証

※減免は対象者一人につき一台です。普通車で減免を受けている方は軽自動車での減免は受けられません。

※現在減免を受けている方で、引き続き減免を受ける方は、4月上旬に送付した現況届を返送することで更新手続きができます。現況届がお手元に届かない場合は税務課までご連絡ください。なお、所有者などの変更があった場合は、新たに減免の申請が必要です。

軽自動車税（種別税）の税率

■原動機付自転車・二輪車などの税率

原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
ミニカー		3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

■四輪以上・三輪の軽自動車の税率

		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	
		三輪（660cc以下）		3,100円	3,900円
四輪以上（660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

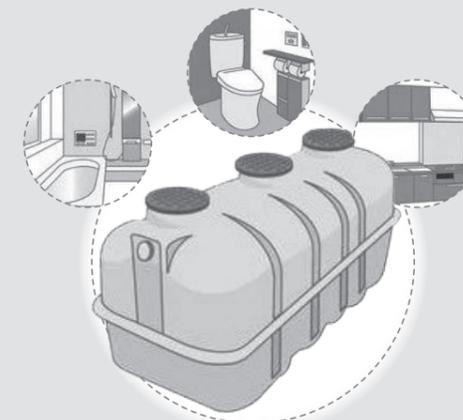
軽自動車税（種別税）の軽減と重課税

■グリーン化特例／令和3年4月1日～令和8年3月31日までに新車新規登録した四輪以上または三輪軽自動車で、一定の環境性能があるものは、当該年度の翌年度分の税が軽減されます。

■重課税／軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪以上または三輪の軽自動車は約20%の重課税率が適用されます。

●問／税務課 町民税担当 ☎ 093・434・1115

合併処理浄化槽 設置補助金のお知らせ



合併処理浄化槽は、台所やトイレなどから出る汚れた水を、それぞれの家庭できれいにする設備です。苅田町では、住宅の新築や改築の際、国の指針に合う「小型合併処理浄化槽」を設置する方に、費用の一部を補助しています。

■補助対象の合併処理浄化槽

- ①個人が設置するもの
 - ②専用住宅に設置する10人槽以下のもの
 - ③国の指針に合うもの
 - ④令和5年度中に工事に着手・完了するもの
- ※専用住宅は主に居住のための建物です。
※店舗や事務所と併用する住宅の場合は、居住面積が延床面積の2分の1以上であること。
※人槽は延床面積や住宅の形態で決まります。
※令和6年3月22日⑩までに入居し、完了検査が受けられること。

■補助対象の地域

- ①公共下水道・農業集落排水事業の認可区域以外の地域
 - ②集合型合併処理施設が設置されていない地域
- ※詳しくはお問い合わせください。

■補助金額（限度額）

- ・5人槽 = 332,000円【令和4年度基準額】
- ・7人槽 = 414,000円【令和4年度基準額】
- ・10人槽 = 548,000円【令和4年度基準額】

「単独処理浄化槽」または「汲み取り便槽」から合併処理浄化槽に変える場合、下記の金額を上限として設置補助額に上乗せして交付します。

単独処理浄化槽から変える場合

既存の単独処理浄化槽の撤去にかかる費用	90,000円
配管設置にかかる費用	140,000円

汲み取り便槽から変える場合

既存の汲み取り便槽の撤去にかかる費用	60,000円
配管設置にかかる費用	140,000円

※令和4年度の浄化槽整備事業に関わる国・県の基準額に変更がある場合は補助額も変更します。

■申請方法

町ホームページの「申請様式ダウンロード」からダウンロードして、上下水道課に申請してください。受付開始日などは、決まり次第、町ホームページに掲載予定です。
※工事着工前に必ず申請をしてください。着工後の申請は受け付けませんのでご注意ください。
※工事着工時期については、上下水道課と打ち合わせてください。

■既存住宅に浄化槽を設置する方へ

浄化槽の大きさは基本的に延床面積を基準に選定されますが、居住人数が2名以下の場合は、軽減が可能となりますので、福岡県京築保健福祉環境事務所に相談してください。

■その他／この事業は、国・県の補助を受けて行われる事業であり、国・県の補助金を含めた町予算の範囲内で実施されます。

合併処理浄化槽へ切り替えのお願い

苅田町では、水質汚濁防止と公衆衛生の向上を目的として、単独処理浄化槽や汲み取り式便所を使用しているご家庭に対し、合併処理浄化槽への切り替えをお願いしています。

浄化槽をお持ちの皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、維持管理が大切です。このため、定期的に保守点検、清掃、法定検査を行うことが法律で義務付けられています。

●問／上下水道課 下水道業務担当

☎ 093・434・1829